
平成 2 2 年 第3回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 2 2 年 7 月 9 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（7 月 9 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告	2
○開 議 宣 告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 議案第 1 号	2
○日程第 4 議案第 2 号	5
○閉 会 宣 告	6

平成 2 2 年 第 3 回 臨時会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 7 月 9 日（金曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 7月9日 1日間
第 3 議案第1号 吹上温泉保養センター改修工事請負契約締結の件
第 4 議案第2号 和解及び損害賠償の額を定める件
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 岡本康裕君 | 2番 | 村上和子君 |
| 3番 | 岩田浩志君 | 4番 | 谷忠君 |
| 5番 | 米沢義英君 | 6番 | 今村辰義君 |
| 7番 | 一色美秀君 | 8番 | 岩崎治男君 |
| 9番 | 中村有秀君 | 10番 | 和田昭彦君 |
| 11番 | 渡部洋己君 | 12番 | 佐川典子君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 西村昭教君 |
-

○欠席議員（0名）

○退参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 田浦孝道君 |
| 会計管理者 | 新井久己君 | 総務課長 | 田中利幸君 |
| 産業振興課長 | 前田満君 | | |
-

○議会議務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 野崎孝信君 | 主査 | 深山悟君 |
| 主査 | 遊佐早苗君 | | |

午前9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。これより平成22年第3回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

今臨時会は、7月6日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。なお、議案第1号吹上温泉保養センター改修工事請負契約締結の件の議案については、本日、配付をいたしました。

今臨時会の会期、日程等その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第1号及び議案第2号の2件であります。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 一色美秀君

8番 岩崎治男君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いま

す。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第3 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3 議案第1号吹上温泉保養センター改修工事請負契約締結の件を議題といたします。

○議長(西村昭教君) 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(前田満君) ただいま上程いただきました吹上保養センター改修工事請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事につきましては、吹上保養センター白銀荘の暖房・給湯用ボイラーが平成8年度の建設以来14年を経過し、更新時期を迎えておりましたことから、今般、国が打ち出した地球温暖化対策の施策を受けた北海道のグリーンニューディール基金事業の補助を受け、あわせて上富良野町地域省エネルギービジョンの目的を踏まえて、ヒートポンプ方式を用いた暖房・給湯設備への整備等を行うものであります。

本議案につきましては、地元業者を含む5社を指名いたしまして、7月8日に入札を行った結果、株式会社有我工業所が1億420万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の1億941万円となっております。参考までに、落札率につきましては99.2%で、2番札は後田設備工材株式会社の1億680万円でありました。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

議案第1号、吹上温泉保養センター改修工事請負契約締結の件。

吹上温泉保養センター改修工事の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。1、契約の目的、吹上温泉保養センター改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1億941万円。

4、契約の相手方、上富良野町中町3丁目2番1号、株式会社有我工業所、代表取締役、有我充人。

5、工期、契約の日から平成22年11月30日。

以上で説明を終わります。

御審議賜りまして議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

5番、米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 何か質問させていただきます。

今回、指名5社というかたちで地元の有我工業所が落札されたということでありますが、それで有我工業における、いわゆる実績等について、まず、伺いたいのですが、この後の保守、点検管理という部分で実績があるのかどうか、この点も含めて伺いたいと思います。また、もう一つは新設されるということで、初めてなのでこの種のものとは比較的ヒートポンプ、熱交換器等における故障等も予想されるわけでありまして。そういう意味では、これに対するメンテナンスにかかわる町独自、いわゆるメンテナンスにかかわった特記事項というか特筆すべき事項というかたちで、別枠で故障が起きたときには故障の保守点検を仮に1年とします。それを2年に延ばすだとか、そういう特記事項を設けられたのかどうか、伺いたいと思います。非常に今後、行政が進める上で省エネビジョンというかたちの中で町も計画されて、今後、各新設される、あるいは既存の施設においてもこういう設備が、これとは別ですが、省エネに対する設備が設置される可能性も大きいというふうに、その計画の中にも立てられております。そういう意味で今回、資料をいただきましたら燃料の削減にいたっても、削減効果ということでランニングコスト519万円だとか、照明では27万1,000円というかたちの効果もうたわっております。これは年間通してというかたちの効果というかたちで受け取っているのかどうか、この点、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 5番、米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回落札しました有我工業所の実績についてでございますけれども、まず、身近なところといたしましてはカミホロ荘の、用途等は違いますけれども、カミホロ荘においては、今の入浴する温泉の加温を目的としたヒートポンプというかたちで実績をもってございます。あと私どもでおさえておりますのは北竜町の温泉のヒートポンプ化も着手をしているということで聞いてございます。

それから次に2番目の別枠で特記事項としての保証の延期等については、通常の契約のとおり1年ということで今のところおさえているところであります。

それから3番目の削減、燃料等の削減については、こ

れは1年の見込みということで御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番、米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 実績等については、カミホロ荘、北竜町というかたちの中で、手がけているということでございますが、ただやっぱり心配されるのは熱交換あるいはヒートポンプ等の圧縮して換える。その部分等の比較的故障も多いというような話も聞いております。そういう意味でこれはまだまだヒートポンプといっても、いろいろな熱交換にかかわる冷却から暖めるからいろいろありますが、いずれにしてもそういうものを含めて1年限りというかたちで、その保証枠に収めたということではありますが、こういった場合、新たに特記事項でその保証枠を2年設けるだとか、そういうことを前にも言ったことがあるのですが、こういう考えは契約当時はなかったのかどうか、伺いたいというふうに思います。今回はLEDの照明も含めた、今回の工事請負契約というかたちになっております。そういう意味で期待も大きいので、やはり保守点検も含めたかたちの中での維持管理をきちっとやれるという業者ということで、当然該当したという話でありますから、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 5番、米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、基本的な保証期間については1年。その後のメンテ等につきましては、それぞれ保守点検契約を行いながら機械の正常化をはかっていきたいという考え方の中で今回契約を進めさせていただきます。と思っています。

なお、LED化等への、これは別な工事ということで、別に契約をするということで、まだ発注もしてございませんけれども、照明器具等については別な工事ということで御理解を賜りたいと思っています。以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番、米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 特記事項の件なんですけれども、副町長にお伺いいたしますが、特にこの部分については、確かに1年の保証枠が切れたら、次に保守点検すればいいのではないかという話になるのですが、やはり特約を設けて、きっちとこういうものに対する保証を担保するという点も行政の側として当然必要ではないかと。私、常日頃から感じているのであって、この部分も今回の話を聞いたら、1年で、そう故障することないということの話なんです、機械というのはわかりません。いつどこで新品であったとしても、その不純物が混ざっていた

り、そういうかたちになって故障するということもあり得るわけでありますから、そういう場合に万が一1年ぎりぎりまで、越して2日目に故障したということも考えられるわけですから、そういう場合をきちっと担保できるような特記事項を設けて、特約事項を設けて、そういうものを町の財産を管理する体制づくりをきちっとやる必要がこういうものについては特に私は必要だと思っておりますが、この点どうだったのか確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 5番、米沢議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

今、特約の関係の御質問でありますけれども、一概には申し上げることができませんが、今、担当課長のほうから申し上げましたようにこのヒートポンプ方式につきましても、方式としてはある意味では新しい方式ということで今、実社会で汎用的に用いられているということでありまして、先ほど申し上げましたように他のそういう公共施設も含めまして、それぞれ導入され、実際に実社会で運用されている実態がありますので、そういうことからすれば私どもも他の従来の設備と同じように、その保証期間についてはそういう範囲で受け止めているところでありまして、特殊なものとして非常に不安定だとか、いろんな要因があれば今後の事案において事案ごとに判断を加えなければと思いますが、いずれにしても今までの流れから考えると、一般的に広く汎用しているという実態はございませんでしたが、ここ近年、特に脚光を浴びまして、今申し上げましたような実態からすると私どもはこの保証期間については、他のものと同じように1年ということで、今回の事案については捉えましましたので、今申し上げられました意見につきましては今後の十分、参考にさせていただきたいと考えているところでありまして。

○議長（西村昭教君） 6番、今村辰義君。

○6番（今村辰義君） 2点ほどお伺いいたします。

まず、1点でありますけれども、閉館する時期というのは前回11日ぐらいというふうに申されたと思っております。それで閉館時期の周知徹底というのをどのようにするのかということでもあります。町内であれば防災無線だとか広報だとかいろいろ手段があると、それでも難しいと思うのですが、特に町外圏外だとかあるいは国外からも来ると思われますが、そういったところのように周知徹底するように考えているのか、そこをひとつお伺いしたいと思います。

もう一つ関連事項だと思っておりますけれども、そのヒートポンプが故障した場合に既存ボイラーをどうしている

のかという話に繋がっていくのですが、既存ボイラーがあれば直ぐ稼働できると思うんです。その既存ボイラーをこれから撤収してしまうのか残すのか、そこをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 6番、今村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、閉館期間の周知等についてでありますけれども、基本的にはこれから直ぐ工事が決まりましたら、館内にはもちろん周知ポスター等を張りたいと思っております。それから当然町の広報等でもお知らせをする方法を考えております。それからもう1点、主要道路等への看板等も含めて周知方法等については、指定管理者であります振興公社とも協議しながら、今後なるべく多くの方に周知できる方法ということで検討させていただきたいと思っております。

それから当然不測の事態におけるということで、私どものほうでも今確認しておりますのは、既存のボイラーをそのまま保存をしておいて、不測の事態には対応しようということでは思っておりますけれども、基本的にはそういうことはないということで考えております。以上であります。

○議長（西村昭教君） 6番、今村辰義君。

○6番（今村辰義君） 既存ボイラーの件は確認しました。閉館の周知徹底は特によそから来る人、これは足をすくわれると思うんです。行って初めて、なんだ閉館だったのかと。この人たちに対する閉館の時期を知らせるということは非常に大事だと思いますので、防災無線だとか広報であつてもたぶん伝わらないわけですよね。何かいいアイデアとか手段を考えてやっていただきたいと思うんですが、もう一度確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 6番、今村議員の御質問にお答えさせていただきます。基本的には周知方法等についてはできる限り多くの方々、どこまでマスメディア等を利用できるも含めて検討していきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

13番、長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 閉館期間はいつからいつまで、決まっているんですか。

○議長（西村昭教君） 13番、長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 閉館期間につきましては今のところ予定でございますけれども、10月の12日から22日ということで、今予定をしております。

○議長（西村昭教君） 13番、長谷川徳行君。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

○議長(西村昭教君) ここで、先の6月16日の第2回定例町議会の中で議案の質疑に対する町理事者の答弁について発言の申し出がありましたのでこれを許します。

産業振興課長。

○産業振興課長(前田満君) ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、答弁の訂正をお願い申し上げます。

去る第2回定例町議会の補正予算の質疑の中で、中村議員より上富良野ノルディックウォーキング愛好会の会長及び構成員の氏名についてのご質問に対し、会長のお名前を申し上げたところではありますが、後日、会長等の役職を設けず活動していることが判明いたしましたので、ここで会長がいないということで、答弁の訂正をさせていただきたいと思えます。

資料の十分な精査を行わず答弁しましたことを深く反省し、今後、このようなことが無いよう留意してまいります。以上でございます。

○議長(西村昭教君) いまの説明のとおり訂正ということによろしいですね。

(「意義なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) それでは御異議なしということ、ただいまの申し出については了承したとします。

◎閉会宣告

○議長(西村昭教君) これにて、平成22年第3回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前9時27分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 2 2 年 7 月 9 日

上富良野町議会議長 西村 昭 教

署 名 議 員 一 色 美 秀

署 名 議 員 岩 崎 治 男